

事務事業名	人権啓発推進事業			担当	健康福祉部 社会福祉課 社会福祉係		
政策名	B	学びと歴史・文化が豊かな心を育むまちづくり		増補版施策名			
施策名	1	生涯学習の推進		<input type="checkbox"/> 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市男女共同参画社会づくり計画			事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input type="checkbox"/> 単年度繰返（開始年度 平成12年度～） <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
法令根拠	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律						
予算科目	1. 一般会計	3. 民生費	1. 社会福祉費		1. 社会福祉事務費		
事業概要	平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定された。また、平成14年3月には同和関係の特別措置法の期限が切れたことに伴い、同和対策が特別対策から一般対策へ移行した。こうした流れを受け、すべての市民の人権が尊重され、人権の共存が図られる社会づくりが求められている。人権擁護委員による、人権を尊重するための啓発事業および人権相談事業の開設を支援している。						

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 31年度実績 人権講座等研修会のPR、人権相談所の開設支援（総合福祉保健センター：毎月第2火曜日（6・12月除く）実施、市民館、二宮コミュニティセンターで6・12月に各1回ずつ実施） 人権の花・人権教室（市内3校：真岡小・山前小・中村小） R1.8.6 矢板市部会との意見交換会 真岡市局会議室で実施 2年度計画 前年度同様	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
	名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
ア	人権相談開設回数	回	14	14	14	14	14
イ	相談件数	件	2	2	4	6	3
ウ	研修会等のPR回数	回	4	4	4	4	4
エ	人権擁護委員数	人	11	11	11	11	11
オ							
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 市民	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
	名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
ア	市民	人	79,422	79,542	79,414	79,324	78,874
イ							
ウ							
エ							
オ							
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 人権擁護活動が効果的に行えるように支援する。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
	名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
ア	人権相談開設や研修会等に参加した委員数	人	11	11	11	11	11
イ							
ウ							
エ							
オ							
④結果（どんな結果（上位施策）に結びつけるのか） 人権が尊重される社会づくり	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
	名称	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
ア	相談により人権が向上した人の割合	%	100	100	100	100	100
イ							
ウ							
エ							
オ							
(2) 総事業費の推移		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	千円				
		国庫支出金	千円	0	0	0	0
		県支出金	千円	46	45	45	45
		地方債	千円	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0
	一般財源	千円	278	274	275	323	
	事業費計(A)	千円	324	319	320	368	
	人件費	正規職員従事人数	人	2	1	1	1
		延べ業務時間	時間	16	16	16	16
		人件費計(B)	千円	66	66	67	65
トータルコスト(A)+(B)		千円	390	385	387	433	

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等

①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	平成12年12月の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」制定、平成14年3月の同和関係の特別措置法の期限切れに伴い開始した。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	平成21年3月より、合併のため人権擁護委員が7名から11名になった。 平成25年6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、平成28年4月1日から施行された。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	